

I はじめに

平成16年12月に可決成立した「発達障害者支援法」では、発達障害のある子どもの早期発見と、適切な教育や支援への取組が謳われている。しかし、発達障害のある子どもたちの状態像は多様であり、障害の特性や知的発達の水準が複雑に絡み合っていて、一人一人の実態把握に多大な時間がかかることがある。本研究は、発達障害に位置づく自閉症を併せ有する幼児児童生徒の地域生活を支援するためのプログラムの作成を指針に、本研究のキーワードである「個別の支援計画」の開発に取り組んだ。

「個別の支援計画」については、障害者基本計画（平成14年12月閣議決定）の具体計画である「重点施策実施5か年計画」に、「盲・聾・養護学校において個別の支援計画を平成17年度までに策定する。」ことが定められ、全国特殊学校長会（2005）などが「個別の教育支援計画」として盲・聾・養護学校における計画作成の理念と具体的な様式等について提案している。

一方で、障害児者の自立や社会参加のためには、本人と保護者、それを支援する専門家が連携協力した支援が必要であり、先行実施されている療育や福祉での個別の支援計画との一貫性と継続性を目指す課題が残されている。以前から、地域の専門機関が直接的な会合などの協力体制を整備することが強調されてきたが、専門家同士のスケジュール調整が難航したり、担当する地域が広大だったりする理由から、多面的な取組が必要だと感じていた。特に、自閉症など、行動障害が年齢を問わず様々な形で出現する障害児者への支援は、早急な対応が求められるが、年に数回の会議では対応しきれないし、多数の専門機関が同時期に情報を共有して支援するなど、連携協力体制の構築において、より能率的で迅速な対応が可能な方法を探る必要があった。

本研究でも取り上げた地域も含むが、保護者と専門家の連携協力が進んでいる先駆的な地域では、学校や専門家からの情報を保護者に仲介（管理）してもらいながら、個別の支援計画を情報交換のための道具として活用していることが分かった。支援会議を開いて一堂に会し、情報交換を定期的に行うことは理想であるが、より能率的で迅速な対応として、この方法はとても有効だと考える。

本研究では、特に以下の点に注目した。

- ・本人や保護者が、自分自身の「個別の支援計画」を作成する過程（プロセス）に意味（目的）があった。作成する書式や、関係者間や保護者同士の協議に「前向きな発想」や「地域の広がり」などを仕組むことで、支援計画の本来の目的（自らの豊かな生活＜Q.O.L.＞の実現）に向かうことができた。
- ・当初から本人や保護者が自らの情報を管理し、必要に応じて調整しながら情報を提供する習慣は、これからの障害者施策（自立支援法等）で求められるであろう、自らの情報を管理すること（自己管理能力）に結びついた。
- ・上記のために専門家の仕事は、本人や保護者が円滑に「個別の支援計画」を作成、活用することができるように支援することが第一の目的であり、求められた情報をニーズに応じて分かりやすく提供し、必要に応じて「前向きな発想」や「地域の広がり」につながるような仕組みを作ることであると考える。

この報告書が本人や保護者の豊かな生活に結びつくことを願うとともに、皆様の率直なご意見をいただき、さらにバージョンアップを図っていく所存です。

平成18年3月

研究代表者 齊藤 宇開